

鳥取県小児慢性特定疾病医療費受給者の皆様へ

小児慢性特定疾病 交通費助成金

小児慢性特定疾病医療費受給者が、その治療のために県外医療機関を受診した場合、交通費の一部を助成します

対象
回数

受診者及び同伴者 1 名分の交通費
1 年度あたり 5 回分を上限とする

※同伴者・・・原則、保護者



【対象となる医療機関】

次のすべてを満たす医療機関を受診した場合、助成対象となります

- ・鳥取県以外の都道府県にある医療機関
- ・医療機関の最寄り駅（鉄道）が、受診者住所地の最寄り駅（鉄道）から 87km を超える場所にある医療機関
- ・児童福祉法第 6 条の 2 第 2 項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関

【助成金額】

助成金額一覧表（裏面に記載）の該当金額

公共交通機関の場合は、一覧表の該当金額と実際に要した額のいずれか低い額

< 助成できない場合の例 >

受診者が入院中の保護者のみの移動、救急車による移動、受診者が県外に居住している場合、受診以外を主目的とした旅行中の受診など

【申請方法】

申請書に必要事項を記載し、添付書類を添えて、住所地を所管する総合事務所長へ提出してください

【申請期限】

原則として、受診日の属する年度内（4月1日～3月31日）

お申込み・お問合せは住所地を所管する総合事務所まで

中部総合事務所倉吉保健所

☎ 0858-23-3145

西部総合事務所米子保健所

☎ 0859-31-9317

詳しくは鳥取県HPをご覧ください

申請書のダウンロードはこちらから

🌐 <https://www.pref.tottori.lg.jp/303645.htm>



<参考>助成金額一覧表

区分	医療機関の所在地	往復とも同伴者がいる場合	片道のみ同伴者がいる場合	往復とも受診者のみの場合
助成区分① ・受診者が小学生未満の場合 ・自家用車で受診した場合 ・公共交通機関を利用して受診したが、往復の領収書がない場合	A	18,000円	13,000円	9,000円
	B	13,000円	10,000円	6,000円
	C	5,000円	3,000円	2,000円
	D	5,000円 (出雲市、雲南市、奥出雲町は2,000円)	3,000円 (出雲市、雲南市、奥出雲町は2,000円)	2,000円 (出雲市、雲南市、奥出雲町は2,000円)
	E	7,000円	5,000円	4,000円
助成区分② ・受診者が小学生の場合 (公共交通機関利用)	A	25,000円	18,000円	9,000円
	B	18,000円	13,000円	6,000円
	C	8,000円	5,000円	2,000円
	D	8,000円	5,000円	2,000円
	E	10,000円	7,000円	4,000円
助成区分③ ・受診者が中学生以上の場合 (公共交通機関利用)	A	36,000円	25,000円	18,000円
	B	26,000円	18,000円	13,000円
	C	10,000円	8,000円	5,000円
	D	10,000円	8,000円	5,000円
	E	15,000円	10,000円	7,000円
助成区分④ ・受診者が往路は小学生未満、復路は小学生の場合 (公共交通機関利用)	A	22,000円	13,000円	9,000円
	B	16,000円	10,000円	6,000円
	C	6,000円	3,000円	2,000円
	D	6,000円	3,000円	2,000円
	E	10,000円	5,000円	4,000円
助成区分⑤ ・受診者が往路は小学生、復路は中学生の場合 (公共交通機関利用)	A	31,000円	22,000円	13,000円
	B	23,000円	16,000円	10,000円
	C	9,000円	6,000円	3,000円
	D	9,000円	6,000円	3,000円
	E	13,000円	10,000円	5,000円

医療機関の所在地
 A:北海道、東北、関東
 B:中部
 C:関西
 D:中国、四国
 E:九州

